

建設リサイクル法の届出・通知を オンラインで受け付けます

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条の届出及び第11条の通知並びに千葉県建設リサイクル実施要領第4条の建設工事取止報告について、令和5年3月から「ちば電子申請サービス」によるオンライン受付を開始しました。パソコンやスマートフォンからいつでも提出できますので御利用ください。

【ちば電子申請サービス】 https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

- このオンライン受付は、県への届出等を対象としており、市への届出等は受付できませんので、あらかじめ提出先となる県土木事務所担当課や必要書類を県ホームページで御確認ください。また、オンライン手順のマニュアルも掲載しておりますので併せて御確認ください。

【県ホームページ】 <https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/jigyousha/recycle/recycle/todoke.html>

- 届出は工事着手日の7日前までに行う必要があります。届出内容に不備がある場合など手順に時間を要する場合がありますので、早めの届出をお願いします。

オンラインによる届出の流れは裏面を御覧ください

【問合せ先】

《届出等の手続全般に関すること》

千葉県 県土整備部 技術管理課 建設リサイクル推進班

電話番号：043-223-3440（平日 8:30～17:15 年末年始を除く）

※ 個別の手続に関する問合せについては、県土木事務所担当課を御案内します

《ちば電子申請サービスの操作に関すること》

固定電話コールセンター（フリーダイヤル）

電話番号：0120-464-119（平日 9:00～17:00 年末年始を除く）

携帯電話コールセンター

電話番号：0570-041-001（平日 9:00～17:00 年末年始を除く）



チーバくん



千葉県



オンラインによる届出の流れ

①ちば電子申請サービスの検索キーワード欄に「建設リサイクル」と入力し、「絞り込みで検索する」をクリック

②「建設リサイクル法第10条に基づく届出・変更届出(民間工事)」をクリック

③「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック(利用者登録済の場合はID、パスワードでログイン)

④「届出内容や利用規約を確認し、「同意する」をクリック

⑤メールアドレスを入力し、「完了する」をクリック

⑥受信したメールを確認し、指定されたページから届出内容を入力し、必要書類(PDF)を添付して申込

⑦申込後、整理番号とパスワードがメール送信され、指定されたページから内容確認や補正が可能となります

⑧届出に不備がある場合は、担当課からメール連絡があるので、指定されたページから補正等を行ってください

⑨届出が受理された場合は、担当課からメール連絡があるので、指定されたページから現場に掲示する届出済シールをダウンロードしてください